

省エネルギー基準の見直しの概要について(案)

省エネルギー基準の見直しの必要性

- 現行の省エネ基準は、建物全体の省エネ性能を客観的に比較しにくいこと、再生可能エネルギーの導入効果が適切に評価されにくいこと等から、一次エネルギー消費量を指標として建物全体の省エネ性能を評価できる基準に見直す必要。

現行の省エネルギー基準の課題

- 外皮の断熱性や設備の性能を建物全体で一体的に評価できる基準になっておらず、建築主や購入者等が建物の省エネ性能を客観的に比較しにくい。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入による省エネ効果が適切に評価されにくい。
- 住宅と建築物で省エネ性能を評価する指標や地域区分が異なる。

<建築物の基準特有の課題>

- 外皮の断熱性及び個別設備の性能を別々に評価する基準となっており、建物全体で省エネ効果の高い取組を適切に評価できない。
- 基準が「事務所」、「ホテル」など建物用途ごとに設定されているため、複合建築物の省エネ性能を適切に評価できない。

<住宅の基準特有の課題>

- 外皮の断熱性のみを評価する基準となっており、省エネ効果の大きい暖冷房、給湯、照明設備等による取組を評価できない。
- 一次エネルギー消費量による評価を行う住宅トップランナー基準でも、120㎡のモデル住宅における省エネ性能しか評価できない。

省エネルギー基準の見直しの方向性

- 住宅と建築物の省エネ基準について、一次エネルギー消費量を指標として、同一の考え方により、断熱性能に加え、設備性能や再生可能エネルギーの利用も含め総合的に評価できる基準に一本化。
- その際、室用途や床面積に応じて省エネルギー性能を評価できる計算方法とする。

(参考)省エネ基準の見直しに関する閣議決定等[抜粋]

●新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- ・成長戦略実行計画(工程表)
 - I 環境・エネルギー大国戦略

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー/ゼロエミッション化に向けた、省エネ基準適合の段階的義務化、省エネ基準の見直し、達成率向上に向けた執行強化、既存住宅・建築物の省エネ化促進、省エネ性能を評価するラベリング制度の構築等の実施

●日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)

(別表)日本再生に向けた改革工程表

(1) 更なる成長力強化のための取組

I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出～グリーン成長戦略～

- ・省エネ基準の改正(非住宅)(2012年度中)
- ・省エネ基準の改正(住宅)(2012年度以降早期施行)

●「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ(平成24年7月10日公表)

I. 「住まい」に関する推進方策

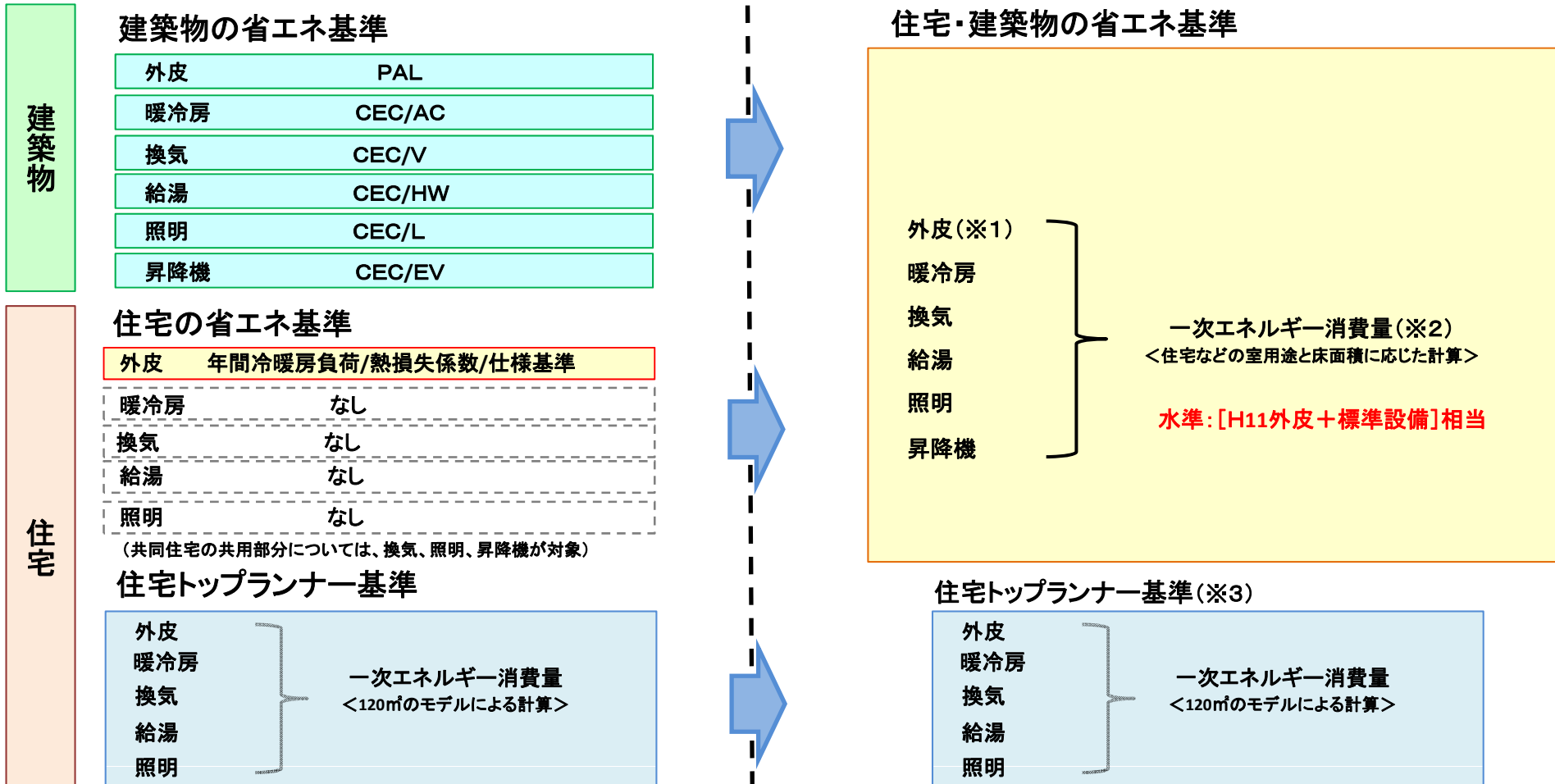
2. 今後の施策の方向性

(2) 新築住宅・建築物の省エネルギー基準への適合義務化に向けた環境づくり

具体的には、創エネルギーや蓄エネルギー等の先進的な取組を評価できる客観的で信頼性の高い評価方法を確立し、その成果を分かりやすく示すことにより幅広く社会・建築主への普及・啓発を行うとともに、設計者や施工者、建材・設備・省エネ関連サービス等の事業者への支援等を実施することが必要である。

省エネルギー基準の見直しの全体像

- 外皮の断熱性と個別設備ごとの性能をそれぞれ別々に評価する住宅・建築物の省エネ基準を、一次エネルギー消費量を指標として建物全体の省エネ性能を評価する基準に一本化。
- 住宅も含む室用途や床面積に応じ、適切に省エネ性能を評価できるよう計算方法を設定。
- 住宅トップランナー基準は、目標年度が平成25年度であることから、原則として現行の基準を維持する。



※1 住宅では、ヒートショックや結露防止など、エネルギー消費量では評価されない適切な室内温度分布の確保の観点から、平成11年基準レベルの外皮基準を設ける。

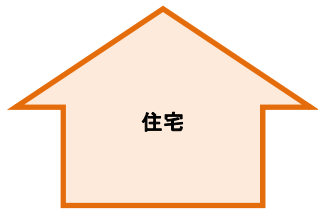
※2 指標の統一に合わせ、従来異なっていた地域区分やコンクリート等建築材料の物性値等の省エネ性能の算定上の違いを住宅に統一する。

※3 住宅トップランナー基準は現在の枠組みのものを対象とする。基準間の整合性の観点から、省エネ基準と同一の算定方法(床面積に応じた計算)も選択可能とすることも検討が必要。

一次エネルギー消費量の算定における評価単位について

- 戸建住宅は当該住戸のエネルギー消費量が、建築物は当該建築物(建物全体)のエネルギー消費量が、基準値を満たすこととする。
- 共同住宅を含む場合は、当該建物全体でのエネルギー消費量が基準値を満たすことに加え、戸建住宅との比較を容易にする等の観点から、各住戸のエネルギー消費量が基準値を満たすこととする。

①: 戸建住宅の場合



住戸
住戸のエネルギー消費量
≤ 住戸の基準値

②: 共同住宅を含む建築物の場合



(共同住宅)



(住宅を含む建築物)

住戸
各住戸のエネルギー消費量 ≤ 各住戸の基準値

かつ

建物全体
建物全体のエネルギー消費量(※)
≤ 建物全体の基準値

(※ 建物全体のエネルギー消費量
= (各住戸の合計) + (共用部) + (非住宅部分))

③: 建築物の場合



建物全体
建物全体のエネルギー消費量
≤ 建物全体の基準値